

処理事例 55 調査しないこととしたもの

苦情申立て対象機関	都市局建築安全課	
苦情申立ての内容	<p>建築安全課に保管されている「建築基準法第 42 条による道路判定依頼書」について、公的機関とは思えないほど書類の不備が目立つので改善を求めたい。また、同書面の依頼者欄を非開示とする情報公開制度の在り方を改めるべきである。さらに、委任状なく代理人による判定依頼を認めるのは運用として妥当でない。</p>	
調査結果等	<p>オンブズマンは、苦情申立人と面談して苦情内容を聴き取り、苦情内容を検討した結果、本件の苦情申立てについては、いずれもオンブズマンの調査対象外事項であると判断しました。</p> <p>本件苦情申立ては、①明石市が建築基準法第 42 条による道路判定依頼（以下「2 項道路判定依頼」といいます。）の手續において、「建築基準法第 42 条による道路判定依頼書」（以下「依頼書」といいます。）に依頼人名、依頼目的等の記載がない場合も、また、代理人による 2 項道路判定依頼の場合に委任状が添付されていなくても、2 項道路判定依頼を受け付けるというのは、いずれも手續として不適切である、②申立人が公文書公開請求により閲覧・謄写した依頼書については、依頼者名等がマスキングされているが、市道についての 2 項道路の判定を知ることは公益性が大きいことから、マスキングすべきではない、という 2 点に集約されると思われます。</p> <p>まず、①の点について、提出資料によれば、いずれも、申立人以外の第三者による 2 項道路判定依頼であって、各 2 項道路判定依頼の受け付けについて、明石市に手続的な不備があったかにつき、申立人には具体的な利害関係は認められません。</p> <p>なお、オンブズマンが確認したところ、2 項道路判定依頼の要件について法令上の定めはなく、誰でも判定の依頼をすることができることから、提出資料のように、依頼書の依頼人名や依頼目的が空欄となっても、委任者の委任状が添付されていない場合の代理人による依頼であっても、市が 2 項道路判定依頼を受け付けることは可能であり、違法とはいえません。</p> <p>次に、②の点について、非開示とされているのは、申立人以外の第三者の個人情報であるところ、かかる情報は非公開情報とされており（明石市情報公開条例第 11 条）、明石市は、個人情報につき、法令に従い公文書を公開したものと考えられます。</p> <p>そして、申立人以外の第三者の個人情報をマスキングして公文書を公開したことについて、申立人は、具体的な利害関係を有しているとは認められません。</p> <p>以上のとおり、苦情申立人の申立事項については、いずれも明石市法令遵守の推進等に関する条例所定の調査対象外事項であることから、オンブズマンとしては調査をしないこととします。</p> <p>ただし、①の点に関し、2 項道路判定依頼の要件の定めはなく、何人も依頼できるとはいえ、依頼書に空欄があるものでも受け付けるというのは、市民から不適法であるとの誤解を招きかねないと思われるので、オンブズマンから、建築安全課に対し、依頼書の様式や記載のチェックの手續等に改善を検討するよう申し入れを行いました。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	
苦情申立ての受付年月日	平成 29 年（2017 年）4 月 10 日	要した日数
市の機関への調査年月日	—	—
調査結果通知年月日	平成 29 年（2017 年）6 月 14 日	65 日間

